週休2日確保工事(土木工事)Q&A

- Q1:降雨、降雪等による予定外の休工日は、現場閉所日として認められますか。
- A1:降雨、降雪、強風、波浪等により、現場で作業を行えない場合は、現場閉所日として扱います。
- Q2:実施要領4 4-1 (8)「現場閉所日」のただし書きの「現場管理上必要な保安等の巡回パトロール、通行規制に係る交通誘導、機器類の保守点検等」とは具体的にどのような作業ですか。
- A2:具体的には次のような作業が考えられます。
 - ① 現場内の定期的な巡回パトロール
 - ② 現場内で災害の発生が予想される場合の予防作業(立入禁止柵の設置、飛散防止対策等の第三者被害の防止作業など)、現場での災害発生時の対応作業
 - ③ 現場内に存置したポンプや発電機等の機器の維持管理や重機等の保守点検
 - ④ 現場内の交通誘導警備
- Q3:週休2日の確保を理由に、工期延期は認められますか。
- A3:単に週休2日の確保のみを理由とした工期延期は認められませんが、次に示すような場合が生じた際は、必要に応じて工期延期について、発注者と協議してください。
 - ① 受発注者間で協議した工事工程の条件に変更が生じた場合
 - ② 著しい悪天候により作業不稼働日が多く発生した場合
 - ③ 工事中止や工事一部中止により全体工程に影響が生じた場合
 - ④ その他特別な事情により全体工程に影響が生じた場合
- Q4: 工期延期した場合の週休2日の考え方はどうなりますか。
- A4: 工期延期した場合は、その分、週休2日の対象となる期間も延期されます。延期した期間も含め、実施要領4 4-1、5 5-1「用語の定義」に示す内容に基づき、週休2日の取組を実施してください。
- Q5:確保工事の対象外となる工事を教えてください。
- A5: 原則、全ての工事が対象となりますが、確保工事の対象外となるのは次のとおりです。 <対象外工事>
 - ① 特に緊急を要する災害復旧工事
 - ② その他、対応が困難と発注者が判断した工事
- Q6:工事途中に月単位の週休2日が達成できないことが判明した場合の手続きを教えてください。また、経費の減額や工事成績評定の減点は行われますか。
- A6: 工事途中に月単位の週休2日が達成できないことが判明した場合には、速やかに監督員 と協議してください。月単位の週休2日が未達成の場合、経費補正分を減額します。

また、工事成績評定の減点は原則行いませんが、明らかに受注者側に月単位の週休2日に 取り組む姿勢が見られなかった場合は、減点します。ただし、小規模工事成績表(簡易型) にて評定を行う場合には、工事成績評定への反映を行いません。

- Q7:午前中工事を実施して、午後雨天休工の場合、現場閉所日として扱えますか。
- A7:実施要領4 4-1(8)「現場閉所日」のとおり、一日を通して現場を閉所する日を現場閉所 日と定義していますので、終日現場閉所しない場合には、現場閉所日として扱いません。
- Q8:実施要領4 4-1 (7)、5 5-1 (7)「工事目的外の突発的な災害発生時の対応や災害の発生が予想される場合の予防作業」とは、具体的にどのような作業ですか。
- A8:具体的には次のような作業が考えられます。

現場内で災害の発生が予想される場合の予防作業(立入禁止柵の設置、飛散防止対策等の 第三者被害の防止作業など)、現場内における災害発生時の対応作業(交通開放のための土 砂撤去等の復旧作業など)

- Q9:実施要領4 4-1 (3)「受注者の責によらず土曜日や日曜日に施工を行わざるを得ない場合」とは、具体的にどのような作業ですか。
- A9:具体的には次のような作業が考えられます。
 - ① 占用者(電気・ガス・水道等)や国・県等の発注工事との調整に伴い、土曜日や日曜日に行う作業
 - ② 住民対応(地元商店会等により、休日施工を要望された作業など)
- Q10: 現場内で災害の発生が予想されるため、予防作業を週末(土曜日又は日曜日)に行う場合の対象期間の考え方について教えてください。
- A10: 工事目的外の突発的な災害発生時の対応や災害の発生が予想される場合の予想作業期間などの工事を行った場合であって、当該工事における発注者が認めた期間については、その都度、監督員と受注者で協議したうえで、対象期間から除くこととします。

対象期間から除かれる日は、休日の取得計算から除外する(積み上げない)ので、代替休日を確保する必要はありません。また、「完全週休2日」への影響もありません。

- Q11: 占用者(電気・ガス・水道等)や国・県等の発注工事と調整した結果、週末に、発注者からの指示で作業を行う必要が生じた場合は、どのように休日を確保すれば良いですか。
- A11:受注者の責によらず土曜日や日曜日に施工を行わざるを得ない場合は、事前に受発注者間で協議したうえで、同一の週で土曜日及び日曜日に代わる現場閉所日を設ける必要があります。
- Q12: 祝日はどのように取り扱えば良いですか。
- A12:祝日も平日と同様に扱い、祝日を休工とする場合には、現場閉所として扱いします。 また、交替制による確保工事の場合も同様に、祝日を休日数に含めることができます。
- Q13:「交替制による確保工事」の休日の定義を教えてください。
- Q13:技術者又は技能労働者が、工事現場において、24時間通して、現場事務所等での事務処理も含む一切の作業を実施しない日をいいます。

Q14:「現場閉所実績報告書」(別紙1)又は「休日確保実績報告書」(別紙3)は、いつ提出すれば良いのですか。

Q14: 当月の現場閉所・休日確保実績については、翌月の5日までに、監督員に2部提出してください。

また、「現場閉所履行報告書」(別紙2)又は「休日確保履行報告書」(別紙4)は、基本的にしゅん工日の20日前までに書面により提出してください。

Q15:現場閉所実績の確認書類として、提出する資料を教えてください。

A15:「現場閉所実績報告書」(別紙1)、「現場閉所履行報告書」(別紙2)及び先週の実績と今週の計画工程を示した週間工程表を提出してください。

Q16:休日確保実績の確認書類として、提出する資料を教えてください。

A16:「休日確保実績報告書」(別紙3)、「休日確保履行報告書」(別紙4)を提出してください。 また、技術者及び技能労働者の休日が証明できる書類の提示してください。

Q17:アンケートの提出は必要ですか。

A17:アンケートは、令和7年7月の実施要領改定によって廃止しました。